

#### ○加藤課長

定刻より少し早いですが、これより平成 30 年度第 1 回神奈川県食の安全・安心審議会を開催いたします。神奈川県食の安全・安心推進会議の幹事会で幹事長を務めております生活衛生課長の加藤でございます。本日全体の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回、委員の皆様方のお席にはマイクを設置しております。ご発言の際は恐縮ですが、マイクに近づいてご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開会にあたり、神奈川県食の安全・安心推進会議座長の首藤副知事に代わって、神奈川県健康医療局生活衛生部の梶木部長からご挨拶を申し上げます。

#### ○梶木部長

委員の皆様には、大変お忙しい中、「平成 30 年度 第 1 回 神奈川県食の安全・安心審議会」にご出席いただきありがとうございます。

本県では、「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」に基づき、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県が取り組む総合的かつ中期的な目標及び施策の方向を示すものとして、平成 22 年に本審議会の答申をいただいて「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」を策定いたしました。

その指針も 3 年ごとに改定を行い、現在は「第 3 次指針」により、食の安全・安心の確保の取組みを進めております。

その第 3 次指針も来年 3 月をもって終了となりますが、第 3 次指針を改定し、引き続き、食の安全・安心の確保に係る施策を推進していきたいと考えております。

前回の指針改定から 3 年、共働き世帯や高齢者単身世帯の増加を背景にした調理食品、外食、中食への需要拡大などの「食品へのニーズの変化」や、輸入食品やインバウンドの増加による「食のグローバル化」が益々進んでいます。

これらを背景に、本年 6 月には「HACCP による衛生管理の制度化」を含む食品衛生法の大改正が行われ、1 年から 3 年の猶予期間を設け、順次施行されていきます。

この改正の詳細については、今後示される政省令を待つこととなりますが、現時点で、指針に反映すべき内容について検討を行い、第 4 次指針の素案を作成してございます。

どうぞ、忌憚のないご意見をお聞かせいただき、食の安全・安心について活発な建議、ご助言を通じて、本県の食の安全・安心の確保の推進にお力添えをいただきますようお願いいたします。

#### ○加藤課長

ありがとうございました。神奈川県食の安全・安心審議会規則第 5 条第 2 項により、本審議会の定足数は過半数となっておりますが、本日 16 名の委員のうち、現在 13 名の方々にご出席をいただいておりますので、定数を満たしていることを報告します。また、上野委員、篠原委員から、本日所用によりご欠席の連絡を、また丸山委員からは 15 分ほど遅れるとの

連絡をいただいております。

本日まで出席いただいている委員の方々をご紹介します。西島会長、岡部副会長、森田委員、鵜飼委員、二宮委員、小嶋委員、倉迫委員、林委員、吉田委員、後藤委員、平澤委員、南委員、矢野委員です。本日の会議は「県の附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に基づき、会議及び会議録については公開となっています。

続きまして、本日の内容につきまして、簡単に説明いたします。次第でございますが、本日まで審議いただきます議題は1題、かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針第4次素案についてです。第3次の指針が平成30年度末で終了することから、本日は、平成31年度以降の、次なる指針についてご意見をいただくこととしております。また、この他、報告事項がございます。次に、資料の確認をお願いいたします。

#### ○松永 GL

生活衛生課食品衛生グループの松永と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。お手持ちの資料ですが、次第及び資料は事前にご検討いただくため、11月14日付でお送りしております。なお、大変申し訳ございませんが、資料3についてはお送りしたものと変更箇所がありますので、その資料を使用する際にご説明いたします。それでは資料の確認をさせていただきます。まず次第、裏面が審議会委員の名簿となっております。資料の1、かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針第4次の素案、資料の2、かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針素案について、資料の3、第3次施策に基づく3年間の取組み結果。資料の4、食品中の放射性物質検査結果について、資料の5、食品衛生法の改正について。続きまして参考資料といたしまして、参考資料の1、かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針新旧対照表、参考資料の2、かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針第3次の指針、参考資料の3、神奈川県食の安全・安心確保推進条例。参考資料の4、神奈川県食の安全・安心推進会議設置要綱、参考資料の5、神奈川県食の安全・安心審議会会則及び審議会傍聴要領となっております。以上です。

#### ○加藤課長

資料に不足しているものなどはありませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これ以降の進行につきましては、西島会長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○西島会長

時間も短いので積極的にご発言をいただきたいと思っております。それとマイクに近づいて、ご発言をお願いいたします。本日の進行ですが、議題のかながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針、第4次の素案について、事務局から説明をいただいた後にご意見をいただきたいと思っております。

#### ○関技幹

それでは資料の説明をさせていただきます。

まず、指針素案の説明に先立ちまして、「かながわ食の安全・安心の確保推進条例」での指針の位置付けについて説明します。

条例では、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を総合的、計画的に進めるため、中期的な目標と施策の方向を定める指針を策定することとしており、指針の策定に当たっては、審議会にご意見をお聞きすることとしています。

そこで、知事から審議会会長へ、本日付で諮問をさせていただき、会長には諮問書の原本をお渡しし、委員の皆様には諮問書の写しをお配りしておりますのでご覧ください。

諮問書においては、ただいま申し上げた趣旨により、条例第8条第1項に基づき指針を策定することとしたので、同条第3項の規定により、審議会に意見を求めることとしています。

次に、指針の策定に向けたスケジュールについてご説明します。

資料2をご覧ください。

本日の会議での意見に加えて、12月から、素案に対するパブリックコメントを実施します。また、神奈川県議会第3回定例会の厚生常任委員会へ素案について報告をする予定でございます。その後、皆様には、第2回審議会でご審議いただき、その結果をもとに、会長から知事へ答申をしていただきます。パブリックコメントの結果と併せて指針案を取りまとめ、年度内に指針策定へと進める予定ですので、よろしくお願ひします。

第2回審議会は来年1月末～2月上旬に開催したいと考えております。日程が決まり次第お知らせいたしますので、短い間隔での開催となりますが、よろしくお願ひいたします。続きまして、第3次指針の施策に基づく3年間の取組結果について説明します。

資料3をご覧ください。3年間の取組結果になります。

これは指針に掲げた、施策の方向に連なる取組みについて、平成28年度から平成30年度8月末までにおける、事業の年度計画である行動計画の実施結果を、10の施策ごとにまとめ、実施状況及び成果と課題をお示ししたものです。

なお、毎年度の行動計画の結果については、当審議会でもご検証いただき、進行管理を図っているところですが、今まで特段の課題が残るといふ施策はないと考えています。

また、平成29年度の行動計画の結果については、6月に、委員の皆様の方にもお送りさせていただいていますが、その結果についても、この資料の29年度の結果として入れているものとなっています。

では資料3、1ページから14ページにかけましては、I施策の方向に沿った取り組みのうち、大きな柱としての目標ですが、「生産から販売に至る各段階における安全・安心の確保」について、記載しています。1ページをご覧ください。

施策1 「生産者等における自主管理の促進」における「農業者の自主管理の促進」に係る実施状況等については、いずれも取り組みは着実に進められているところです。

2ページから3ページをご覧ください。

施策2 「生産者等に対する指導等の実施」における「農業者等に対する指導等の実施」等の取り組みの実施状況については、全般的に、着実に進められています。今年度分についてはこれから実施予定となっておりますが、なお、3ページ中段の「農畜水産物等の放射性物

質検査及び指導の実施」の欄の平成 29 年度の水産物の検査検体数 19 検体となっておりますところを 18 検体、その下の合計を 85 から 84 検体に修正してございます。次に 4 ページをご覧ください。

施策 3 「生産段階における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」における「農業者等に対する助言・指導等に係る人材育成」等の取組みに係る実施状況についても、施策 2 と同じく、着実に事業を進めています。次に 5 ページをご覧ください。

施策 4 「遺伝子組換え作物との交雑等の防止」における「交雑等の防止の推進」等の取組みに係る実施状況については、いずれも着実に進められています。次は 5 ページから 6 ページにかけて資料をご覧ください。

施策 5 「食品営業施設等における自主管理の促進」における、「食品衛生責任者等衛生講習会の実施」において、平成 28 年、29 年度共に開催回数が、計画数を下回っています。

これは、計画数は目標として毎年同数の設定としており、効率化を図ったために実績が目標を下回っていますが、全体的には着実に進められていると考えています。

なお、平成 28 年度から平成 29 年度へかけて、計画数が減っておりますが、これは茅ヶ崎市が保健所設置市となり、保健所の数が減少したことによるものです。

また、6 ページになりますが、「学校における自主管理の促進」における、アの学校給食における食品の腸管出血性大腸菌 0157 検査等の平成 30 年度分について 9 月に実施しております。イの食材の放射性物質検査の実施については、平成 29 年度から市町村の教育委員会からの希望により検査を貸し出し、検査を実施しており、検査件数は減少しております。

続きまして、7 ページから 9 ページにかけては、施策 6 「食品営業者等に対する監視指導の実施」等を記載しています。

まずは、7 ページのと畜場における衛生検査について修正がございました。ウの BSE 検査について「とさつされた 48 カ月齢超牛を対象に」と記載しておりましたが、「H28 年度は 48 か月齢超牛を、H29 年度からは、と畜検査員が必要と認める牛を対象に」と修正いたしました。

「BSE 検査」については、平成 25 年 7 月に、全頭検査から 48 か月齢超の牛を対象に、平成 29 年度からはと畜検査員が必要と認める牛を対象に検査を実施しております。8 ページをご覧ください。

流通食品等の抜き取り検査等については、平成 30 年度はこれから実施されるものもありますが、ほぼ計画通りに実施されております。10 ページをご覧ください。

施策 7 「製造段階等における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」における、「食品営業者における指導的立場の人材育成」等の取組みに係る実施状況についても、いずれも着実に進められています。11 ページから 12 ページをご覧ください。

まずは、11 ページにおいて 2 か所の修正がありました。上から 3 段目の受付件数の平成 30 年度件数が黒丸となっていたものを 140 件に、下から 12 段目の指導等の件数の平成 30 年度「0」となっていたのを「2」に修正しております。

施策 8 「食品等の適正の確保の推進」においては、「相談窓口による対応」や、「食品の適正表示の啓発」等の取組みについては、着実に進められています。

また、食品を選択する上で重要な情報源である、食品表示制度の適切な運用の推進については、平成 32 年の食品表示法の完全施行までに十分な啓発が必要であり、今後ますます重要となっているため、引き続き、各関係部局が連携し、適正な食品表示の確保を推進するために、重点的に取り組む必要があるとしています。

12 ページ中段から 15 ページにかけては、大きな柱「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」について記載をしています。12 ページをご覧ください。

14 ページにかけての 施策 9 「情報化の共有化の推進」における「かながわ食の安全・安心基礎講座の開催」等の取組みに係る実施状況については、いずれも着実に進められています。

県、県民及び食品関連事業者が相互理解を深め、情報の共有化を推進する取組みは、今後ますます重要であるため、かながわ食の安全・安心基礎講座の参加者を増やす工夫や効果的な開催をする等、内容を検討し、発展させて実施する必要があるとしています。14 ページをご覧ください。

施策 10 「関係者による意見交換の促進」における「かながわ食の安全・安心キャラバンの開催」等の取組みに係る実施状況については、着実に進められています。

しかし、上から 3 段目の県民からの意見・提案の募集については、寄せられる意見・提案が少なく、平成 29 年度は 0 件でした。

この取組みは、いつでも、いろいろな意見を、FAX、E メール、郵便等の媒体で提案をしていただける場です。他にも、知事への提案や、食の相談ダイヤル等による提案をいただける方法がございますが、いろいろな方からの意見をお聞きするためにも、周知方法を工夫し、この制度の普及を図る必要があると考えております。

続きまして 15 ページから 17 ページにかけては、「重点的取組み」について記載をしています。

施策 8 から施策 10 までの取組内容の再掲となります。

先にお送りしました資料から、16 ページの上段の「成果と課題」の欄を 3 行目以下を修正し、「今後は、2020 年 3 月の新たな食品表示の完全移行に向けて、食品の表示の適正の確保を推進の推進について着実に取り組む必要がある。」に修正しております。

また、17 ページに記載しておりました「関係者による意見交換の促進」の表を削除しております。いずれも、編集段階で削除するものが残ったままとなっております。大変失礼しました。この「重点的取組み」についても、全般的に目標は達せられたものと考えております。

なお、情報の共有化と意見交換を推進する取組みについては、今後ますます重要となると考えられることから、引き続き重点的に事業展開する必要があるものと考えています。資料 3 での説明は以上です。

続きまして、「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第 4 次）素案」についてご説明します。

資料 2 「「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」（第 4 次）素案について」をご覧ください。

こちらは、素案の概要になりますが、第3次指針の取組みを進めた結果から、施策の方向は第3次指針と同じく、10の施策を行うこととし、その間に発生した新たな課題等しながら、さらなる食の安全性の確保と県民の食品や食品事業者に対する信頼の向上を目指すものとしています。

指針の期間については、新たな課題にも対応できるよう今回も3年としています。

また、来年5月から元号が変わることから、期間の表記を西暦としております。

2として、改定のポイントを記載していますが、重点的取組みについては、「食品表示の適正の確保を推進する取組み」と、「情報の共有化と意見交換を推進する取組み」（リスクコミュニケーションを推進する取組み）を第3次指針に引き続き、第4次指針にても重点的に取り組んでいくこととしております。

「食品表示の適正の確保を推進する取組み」は平成27年に制定された食品表示法の経過措置期間が平成32年（2020年）に終了することや、食品表示基準の改正により新たな加工食品の原料原産地表示の追加等、食品表示についてはまだ過渡期にある状態ですので、十分な理解が浸透しているとはいえないことから第4次指針においても、引き続き重点的取組みとしました。

また、リスクコミュニケーションについては、今後も食の安全・安心の取組みの根幹をなすものと考え、引き続き、重点的取組みとしています。

次に、「神奈川県食品表示ウォッチャー制度」の廃止についてご説明します。

度重なる食品表示偽装による食品表示に対する消費者の信頼が大きく揺らいだことなどから、国による「食品表示制度に関する懇談会」において、消費者の目の活用が提言され、中央食品表示ウォッチャーが設置されました。本県でも食品表示の適正化を図るため、平成15年度から食品の表示状況をモニタリングする神奈川県食品表示ウォッチャーを委嘱し、当該食品表示ウォッチャーからの不適正な表示に係る報告に基づき、主に、JAS法を所管する農政部局の県職員が調査や指導を行ってきました。

しかし、食品表示法の制定にともない、平成28年度からは、日常業務でスーパーなどの流通拠点や飲食店等の監視指導を行っている食品衛生監視員が、食品表示法における表示についても、監視指導を行うようになり、食品表示ウォッチャーからの報告に関わらず、監視指導を行っております。

また、食品表示ウォッチャーが表示を確認できる内容は、あくまでも消費者として買い物の間に見られる表示についてモニタリングをしていただくこととなりますので、違反表示の指導に至るまでの事例はほとんどない状況にあります。

食品表示ウォッチャー制度により、県民の意識の向上や、事業者への不適切な表示の抑制効果といった所期の目的は達せられたものと考えられることから、2018年度（平成30年度）をもって「神奈川県食品表示ウォッチャー制度」は廃止する方向で素案を示させていただきました。以上で概要の説明を終わります。

それでは、指針の素案について説明します。

資料は、指針の素案は資料1になりますが、ここでは、現行の第3次指針との比較が容易な、参考資料1を用いて説明します。

なお、資料の左側に指針の素案、右側に現行指針を記載し、資料の下線を引いた部分が変更または追加した箇所となります。

今回の指針素案は、先程、資料3で説明したとおり、これまでの取組みの結果等を踏まえ、現行の指針で推進してきた全庁的な取組みを継承することを基本としております。名称については、今後も定期的に改正をするため、時点を明らかにするために、第4次としています。それに伴い、現行の指針を素案の中では第3次指針と表現しています。では、参考資料1をご覧ください。1ページをお開きください。

Iとして、これまでの県の取組みを示しており、平成15年度から県が取り組んできたこと及び指針の改訂の経緯等について記載しています。またIIとして、1ページ中断から3ページに改定の趣旨を記載しています。これは、第3次指針を継承しつつ、さらなる食品の安全性の確保と県民の食品等に対する信頼の向上を図るための改定である旨についての説明を記載しています。

次に、3ページの4行目からになります。本指針においても、2015年9月に国連サミットにおいて国際社会全体の目標として採択された「持続可能な開発目標」いわゆるSDGsの趣旨を踏まえて取り組んでいくことについての記載を追加しております。

3ページ中段から6ページにかけては、IIIとして基本的事項を記載しています。指針の期間を変更しています。次に7ページをご覧ください。7ページから12ページについては、「IV 施策の方向に沿った取組み」を記載しています。7ページ「1 生産者等における自主管理の推進」の取組内容(1)農業生産性工程管理と(3)漁業者等の表現を一部修正しました。

次に9ページをご覧ください。中段の「4 遺伝子組換え作物の交雑等の防止」については、表現の修正を行っております。次に、11ページをご覧ください。

今年6月の食品衛生法の改正により「HACCPに沿った衛生管理が制度化されました。すべての食品事業者に義務付けられる内容であることから、経過措置が終了するまでに円滑に導入がされるよう助言、指導を行うことを取組内容とすることから、「5 食費営業者等における自主管理の促進」(3)の文言を整理するとともに、「6 食品営業者等に対する監視指導等の実施」の取組内容に(2)を追加いたしました。

13ページをお開きください。これも、食品衛生法の改正に伴い、「総合衛生管理製造過程」の規定がなくなりHACCPにより衛生管理による衛生管理が規定されたことによる文言の修正でございます。16ページをご覧ください。先ほど概要で説明いたしました、食品表示ウォッチャー制度の廃止による変更となります。

19ページをご覧ください。本年4月の県庁の組織再編による「神奈川県食の安全・安心推進会議」の構成員の名称が変更されたことによる修正となります。

21ページをご覧ください。5の他の計画との関係のところでございます。

「食みらい かながわプラン2013」が3月に改定されたことによる修正をしております。最後に23ページから32ページまでが用語集となっております。23ページの中段にあります「遺伝子組み換え食品」について文言をわかりやすいものに修正しております。

その他の修正は、本文の修正に伴うページや脚注番号の整理、記載のなくなった用語の削

除をしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○西島会長

ありがとうございます。ご説明ありましたように、答申に向けて、本日と次回の会議で審議を尽くしたいと思っております。それでは事務局から説明いただいた指針の素案について審議会から意見を述べたいと思っております。発言をお願いしたいのですが、資料の名称と該当ページ数を明確にしてからご発言いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。どうぞ。

○林委員

資料3の6ページのところで、【成果と課題】の部分ですが、効率化を図ったために開催回数が計画数を下回っております。何故、効率化を測ったのか、効率化を図る理由があったのかということ、要するに必要な以上の回数が当初から設定されていたのではないかと思いますので教えていただきたいのが1点。それからもう1点は、参考資料1の7ページ、生産者等における自主管理の促進のところで、3次指針の取り組み内容にはあった環境保全型農業という文言を削除されたのはどういった理由からでしょうか。以上2点について教えていただければと思います。

○西島会長

事務局、よろしいでしょうか。

○関枝幹

衛生講習会の効率化についてでございます。各保健福祉事務所ごとに計画を立てているんですけれども、実際に講習会を開催する際に、対象事業者又は対象地域等で括る形で会場の都合等により実際に行っていくんですけれども、収容人数が多い会場を使用できた場合や、後は複数の業種を集めて実施できた場合に、当初2回開催予定だったところを1回に集約できることがございますので、そういった形で開催回数が計画数を下回る、という結果になることが現状であります。

○林委員

去年は280回を計画されて、開催回数が277回ということですよ。本年度はまだ途中ではありますが、かなり減っているという印象を受けます。280回も開催する必要はなかったということではないのですか。

○関枝幹

計画の際、対象施設数というのは、食品衛生責任者を対象に研修会を予定しているんですけれども、大体その人数で計画を立てております。実際には会場等の都合または対象業種等の都合によって集約できることもありますが、対象人数は決まっておりますので、余計に計

画を立てているということではなくて、あくまで集約できたというふうに考えております。

○林委員

来年度以降は、計画数が減るということですか。

○関技幹

来年度以降については、食品衛生法の改正等もございますので、減らすという方向での検討は現在のところしておりません。

○中村農業振興課長

農業振興課です。環境保全型農業の記載についてでございます。同じ部分に農業生産工程管理、GAPがあります。こちらは、先日オリンピックの食材調達基準にも位置付けられまして、非常に注目されているものがあります。このGAPが、これまで県が示したチェックリストでは50項目程度だったんですが、現在チェック項目が100以上に引き上げており、より細かくなっていく中で、環境保全型農業のやるべき内容もその中に含まれてきたという状況がございます。また、外部認証ということで、さらに細かく外部の団体が認証するような制度も普及してきておりますので、GAPを進めることによって環境保全型農業についても引き続き取り組んでいけるということで、今回GAPにまとめさせていただいております。

○林委員

重複するところを省いたということですか。

○中村農業振興課長

技術指導という点においては、引き続き実施していきませんが、自主管理におけるチェックという点については、GAPを中心にやっていくことで、わかりやすく取り組んでいけるということで絞りこませていただいている状況でございます。

○西島会長

よろしいですか。どうぞ。

○平澤委員

資料1について、6点ほど確認したいことがあります。

○西島会長

事務局にわかるように説明をお願いします。

○平澤委員

はい。資料1について、1点目はHACCPの関係で、11ページにあるかと思っております。HACCP

については、食品衛生法では平成 30 年 6 月に向けて原則達成しようということですが、今お聞きしたところでは猶予期間があるということですが、その 3 年間で達成するというところについて、導入、推進というような言葉が出ていますが、どのような支援を考えられているか、というのが 1 点目です。次に 2 点目ですが、8、13 ページの部分で、生産段階及び製造段階の部分で、やはり HACCP の話が出ていますが、この中で、まだ 3 年の経過措置期間もあるので、项目的には無いですが、育成や調査研究の部分に HACCP の内容をいれて、その部分を引き続き育成中心と思いますけど、やられるのであれば追加された方が、よろしいのではないのでしょうか。3 点目は、2 ページですが、SDGs に関して追加されていますが、これについては、他のところでもいろいろ先進的にやられていると思いますが、その中で本指針においても「積極的に取り組んで参ります」という表現になっていますが、具体的にどのように取り組んでいこうとされているのか、どのように推進されていくのかということについてお聞きしたい。次に 4 点目、6、7 ページですが、全体的なその構成の中で、生産段階を例で見た場合に、1 に「促進」があって、2 で「実施」という括りで分けられていますけど、促進と実施という観点の区分けは、どういう考え方に基づいてやられているかということについてお聞きしたい。5 点目は、9 ページですが、遺伝子組換え作物との交雑等の防止の関係です。成果の中では、情報提供等がされているとありますが、おそらくこれは、各種届出等に関する情報をホームページ等で開示されていることかと思えます。それとは別に、具体的に開放系栽培等にかかる届出があったかどうかというのが 1 点、加えて、それに対してこういった届出等で得られた情報を、周辺の農家さんや県民・市民等へ周知するような考え方というものがあるのかというのがもう 1 点です。最後、6 点目になりますが、2020 年の東京オリンピックに向けて、食材の調達基準等、いろいろと作られていると思いますが、この指針の中では、こういった事に対する取組みや考え方を整理していくようなことは、お考えなのではないのでしょうか。特に海外の方が訪日したり、日本の製品を輸出するという点では、そういった基準が明確に示され 4 次指針の中では特に取り入れずにいくのか、取り入れるのかという点です。以上になります。よろしくお願いいたします。

○西島会長

事務局、一つずつよろしいでしょうか。

○松永 GL

1 点目の HACCP の支援についてです。現在食品衛生法が改正され、今後政省令等が出てきまして具体的な方法や基準等がわかってくるところです。今後、講習会や各営業施設の監視指導の中で、丁寧に周知を図っていくということを考えております。2 点目についてはご意見ということでよろしいでしょうか。

○平澤委員

はい、要望ということになります。

○松永 GL

3点目のSDGsの関係ですが、今回このように掲げさせていただいておりますが、今まで実施してきたことに加えて新たに、ということではありません。今回も、指針の見直しを実施し、現状に即した形に変えて、また新しい取り組みをしていく中でゴールに向かっていくということなのですが、私たちとしては、SDGsの17の目標のうち、2の「飢餓をゼロに」や、3の「すべての人に健康と福祉を」、12の「つくる責任、つかう責任」、そういった部分がゴールに繋がるかと考えております。また、県の方でも施策の中で進めている内容でもありますので、今回第4次指針に記載させていただきました。

○梶木部長

続きまして4点目、「促進」と「実施」という言葉の使い分けの件でございますが、「促進」といいますのは実施主体が業者さんであるもの、自主管理のようなものは、我々が自主管理をするわけではなくて、業者さん又は農業者さんが自主管理をしていただくわけですから施策として、その自主管理を促進してもらうという意味で「促進」という言葉を使わせていただいております。そして「実施」又は「推進」という言葉につきましては、県が実施するもの、例えば衛生指導であれば県が実施をいたしますので、そういう場合には「実施」という言葉で記載させていただいております。

○農政課井上 GL

5点目、遺伝子組換え作物との交雑等の防止の関係についてです。これまで、遺伝子組換え作物の開放系栽培実績等はございません。また、遺伝子組換え作物の栽培を行う場合には周辺の農業者等に対する説明会を栽培者が開かなければならないということになっておりますので、その段階でまず周辺の農業者の方に周知がされます。また、交雑等が万が一起きた場合には、県から一般作物を栽培する者等に対して情報の提供等を行うということが決まっております。

○松永 GL

6点目、オリンピックに絡む食材についてですが、今後はHACCPを導入していく中で食品の安全性の確保を担っていけるのかなとも考えておりますし、現状実施している食品等の検査や施設の監視を通して行っていけるのではないかと考えております。

○平澤委員

分かりました。4点目について確認なんですけど、「実施」については、県が主体となって件数等を決めることで、目標達成という事ができるかと思うのですが、「促進」は業者さんの取り組みということなので、目標設定と言うよりは、結果がこうだったというような、成果としてみればいいですか。

○梶木部長

そうですね。今のところ促進という形ですので、あくまでも、営業者さんのご努力に力を添えるという形で考えております。

○平澤委員

わかりました。ありがとうございました。

○後藤委員

2点教えてください。1点目は、HACCPの件ですが、HACCPを導入するとなると、おそらく生産者の方は、承認をとったり、研修を受けたり、お金がかかると思います。その費用について、例えば県で補助するのか、それとも生産者が自費負担して農産物の売値に転嫁されることになるのか。その部分の見解を教えてください。もう1点は資料1の9ページの部分、遺伝子組換え作物についてです。遺伝子組換え作物を作るにあたっては、おそらく計画書等を作って国に届出る必要があるはずですが、県で例えば、交雑等の防止を図るにあたって、検査や様々なことを実施するように、ここには記載されていますが、国にそれだけの計画書を出すわけですから、県でそれほど手間をかけてやらずともいいのではないかと思います。9ページに記載のある「遺伝子組換え作物種子のこぼれ落ち」と同じように国の調査等に協力することで済むのかなと感じます。何故、県でそこまで力を入れてやるのかという点、以上2点について教えていただきたい。

○松永 GL

1点目のHACCPの内容についてお答えします。HACCPは、ハード面の変更ではなく、ソフト面による衛生管理手法となります。例えば、手洗いのタイミングを決めたり、食材の取扱い、加熱を要する食材であれば加熱条件の計画を立てまして、それらを計画通り確実に実施したということを記録に残すという方法であり、衛生管理を求めていくものになりますので、ハード面の変更等はないと考えております。

○後藤委員

作った記録を第3者が検証する場合に費用が掛かるのではないですか。

○松永 GL

衛生監視員が施設の監視時等に確認させていただくことはありますが、認証制度ではありませんので費用はかかりません。

○西島会長

HACCPというのは書類で見ると、県は大変かと思えます。業種によって、CCP、重要管理点が違うということ、それから、国は全業種、いわゆる製造業だけではなく販売業にも適用がすることとしていて、内容が違うわけですから、県も大変だと思います。もう一つ、今までも衛生管理をしっかりやっていたんですが、その従来一般衛生管理とHACCPの違いに

ついて、わからない部分もあります。加熱工程があるものについては、大体その部分が CCP、重要管理点になり、加熱条件等を管理しましょう、ということになります。しかし、例えば寿司屋さんの CCP は何になるかと言うと、私個人の見解ですが、従来の衛生管理と記録以外は変わらないと思います。こういった状況があるので、非常に県としては書類上より大変なことかなと思って心配しております。国も、東京オリンピックを一つの目標として、何とか HACCP を広げたいということもあるようなのですが、余りにも多様な業種があります。各業界団体でマニュアルを作成して、それを使用して普及させる等、国は言っていますが、県が国や業界団体とどう整合性を取るのか、大変かと思いますが一つよろしくお願いします。

○梶木部長

ありがとうございます。

○農政課井上 GL

2 点目の遺伝子組換え作物についてですが、国の法律では、野生の植物等に及ぼす影響を対象としています。一方、神奈川県条例としましては、一般作物ということで、実際に農家を作っている作物との交雑を防ぐために条例を制定しておりますので、法律と県条例では対象としているものが違っているという形になります。

○後藤委員

わかりました。関連してもう 1 点お聞きします。国が遺伝子組換え作物について表示義務を課している品目というのは、例えばトウモロコシとかダイズとか、八つぐらいしか無いかと思うんですが、神奈川県としては、国が表示義務を課している品目だけを対象としているのか、若しくは全般的に求めていくのかという部分を教えていただきたい。

○農政課井上 GL

条例で対象としている作物は、法律で第一種使用規程に定められた作物ということで、一番最初に謳っております。

○矢野委員

2 点あります。まず 1 点目は、資料 2 の「2 改定のポイント」で、「(1) 重点的取組みについて」の「ア 食品表示の適正の確保を推進する取組み」のところで「2020 年に経過措置期間が終了するが、その内容について十分な理解が浸透しているとは言い難く」と分析されていると思われま。そのため、第 4 次指針においても重点的取組みとすと言いながら、一方で、「2 改定のポイント」の (2) の部分で、神奈川県食品表示ウォッチャー制度を廃止されるということになっているかと思ひます。食品表示ウォッチャー制度が立ち上がる際に、それぞれ消費者団体が勉強会を実施するなどして食品表示の適正化をどのように図っていくのかという部分をかなり勉強したと思ひます。実際に、先ほどのご報告の中にも県民から情報提供を受ける機会も少なく、その実績も少ないということがあったかと思ひます。そ

の中で、そもそもプロではない県民がこのウォッチャーに取り組むということについては、制度立ち上げ当初からあくまでも県民の目線であり、できること、できないことがあるということが分かっていた状況でやられていたと思うのです。それにもかかわらず今回、県民意識の向上が一定なされたというような報告が先ほどあったかと思えます。それは先ほどのご報告の中であった、県民から上がってくる意見が必ずしも多くないということや、県民が食品表示に対する意識を持っているかということに対して、少なくとも私は疑問を感じるような報告があった中で、県民の意識は一定向上しました、また、実効性がどこまできちんと担保できるか疑問でありながらこの制度を設置した意味との関係から言えば、現状、食品衛生監視員が膨大な数いるとは思えない中、監視業務を行っているわけですから、日常的に十分な監視指導が行われているとも思えない中で、なぜ本制度を残すことができなかつたのかということについてお答えいただきたいことが1点です。それからもう1点、県民への様々な情報提供、リスクコミュニケーションというのは非常に大事だということで、今回も重点的取り組みとして残されていると思うのですけれども、気になったのは参考資料1の中で、18ページの2の部分、内容が3次指針と4次指針(案)で全く同じ内容かと思えます。これは指針ですから、重要な項目ということでもいいとしても、この指針を受けてどのように施策として盛り込んでいくか、そこが重要だと思います。ですので、この部分はしっかり盛り込んでいただいて施策の充実をお願いしたい。また、県民からの意見の集約方法について、内部だけの会合ではなくぜひ直接県民に訴えかけて、例えば懇談会等でも構いませんが、そういったお考えはないかという点、以上2点でお願いします。

○西島会長

よろしいでしょうか。

○松永 GL

食品表示ウォッチャー廃止の件ですが、先ほどご説明いたしましたように、制度発足時にはありませんでしたが、平成28年度からは食品衛生監視員が監視指導を行うようになり、食品表示ウォッチャーからの報告に関わらず、日常的に監視指導ができているということで外させていただいております。ただ、おっしゃる通り県民の方からのご意見というものはとても貴重でございますので、今後も保健福祉事務所等でのご相談や、かながわ食の安全・安心相談ダイヤル等を通して随時受付けていきたいと考えております。また、食品表示ウォッチャー制度につきましては、食品表示をよく知るきっかけとなっていたということは、認識しておりますので、今後はリスコミ事業の中で、講習会を設ける等して、周知を図っていきたいと考えております。

○矢野委員

決して100%じゃ満足できるようなご回答ではないかと思えますけれども、「様々なところで意見を集約できるのだ」という事を、まず最初に県民の皆さんにどういう形に周知していくのか、その部分がすごく重要なことかなと思えますので、ぜひよろしくお願ひいたしま

す。

○西島会長

南委員、何かありますか。

○南委員

はい。現在私自身が、食品表示ウォッチャーをやっていますが、委嘱の際の説明会では県内の店舗に限るという形で説明がされています。ただ、実際はイオンさんのように全国展開されている店舗で買い物をすることが多いので、県の方針に沿った形での食品表示ウォッチャーとしては、なかなか働けないのかなと思います。ですので、食品表示ウォッチャーの廃止自体には、実際に活動している者として、異論はないですが、ウォッチャーのような活動をすることによって、自らが知見を広めることができること、意識を高めることができるということは、やはり県民としてはかなりメリットがあるのではないかと考えています。ウォッチャーに全てを委ねるのではなく、他に例えばモニター制度などを活用するといったこともあるかと思っています。数年前に食の安全・安心モニターアンケートに参加したのですが、現在は実施されておりますでしょうか。

○加藤課長

現在、モニターアンケートは実施しておりません。代替として e-かなネットアンケートを実施しております。

○南委員

モニターアンケートは、気軽に参加できるという点、また県民の意見を唯一得られる手段だったのではないかと考えています。先ほど相談窓口等がいろいろあるということでしたが、自ら相談するというのは、自分に大きなデメリットが起きた時しかできないかと思っています。その点、モニターは定期的にメールが来るので、何となく、気軽に意見を言おう、ついでに別の件も相談しようという風に、県民としてハードルが低い状態で参加できるので、ウォッチャーを廃止するというのであれば、モニター制度の再開等を検討していただきたいと思います。また、現在行われている e-かなネットアンケートですが、県のホームページを見たついでに開いたりしますが、県民の皆さんお忙しい中、県のホームページを見て、意見を言おうという方はなかなかいらっしゃらないと思いますので、e-かなネットアンケートのみで県民の意見を集約すると考えるのではなくて、意見を拾う機会をもう少し県の方から発信していただけたらと思います。それに関しまして、資料3の12ページ、かながわ食の安全・安心基礎講座の開催について、どのような方が参加されているのかということだけ教えていただきたいです。

○西島会長

事務局、よろしいでしょうか。

○松永 GL

基礎講座に参加されている方ですが、一般県民の方、特に女性、主婦の方が割合で見ると多く参加されております。また、平成 28 年度からは、県内大学の学園祭にブースを出展し、手洗い実習等を盛り込んだ形でリスク事業を行っており、学生やお子さん連れのご家族等、若い世代を中心に参加していただいております。

○梶木部長

基礎講座は、県のたより等の広報媒体を利用して、広く県民の方に周知し、お越しいただいている講座でございます。先ほどの矢野委員及び南委員からのご意見、食品表示ウォッチャーを廃止する場合の代替手段として、広く県民の方との情報交換、情報提供、また県民の方からも情報をいただくという機会をさらに増やしていくというご要望ですが、まさしくその通りだと思っております。私どもも、消費者の方からの情報がいらぬということは全くございません。より効果的な方法で皆様と情報交換、情報共有できるような場を作っていくことについては、充実して参りたいと思っております。私どもも、より有効な手段を検討して参りますので、皆様の方からもそういった有効な手段等ございましたら、ぜひお知恵を拝借したいと思っておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

○西島会長

お願ひします。どうぞ。

○吉田委員

今の件に関連して、リスクコミュニケーションはすごく大事だと思っております。私の場合は研究という立場におりますけれども、県民の方々の情報交換の場としまして、今年も神奈川食の安全・安心キャラバンに参加させていただきました。また、鎌倉市の方でも、手洗い指導等を通して、市民の方と触れ合う機会がありますが、その中で出てくる意見を我々も吸い上げていって、それをどういう形で研究に生かしていくか、情報を広めていくかという事はとても大事だと思っております。今回鎌倉市で行った際の事例をお話しします。以前から講座の案内を呼びかけてもなかなか人が集まらないという現実があります。それに対して今回、若いお母様たち向けの子育てラインを使って人を集めるということをして市の職員の方が提案されました。お母様たちも普段は共働きですので、仕事をしている中で研修や講座に参加するということは難しいのですが、ちょうど育児休業中に時間が空いているという方々で、ぜひ集まりたい、勉強したいという方々が 10 数名ではありますが、非常に熱心に参加されました。特に小さいお子さんがいた場合に、やはり食の安全について大変真剣に考えています。また、特に若い方達なので、非常に吸収力もあります。周知の仕方がただ単に「誰か来ませんか」ではなくて、何かターゲットを決めて集めることが大切だと思います。また、特に若いお母様たちの場合は、小さな子供を抱っこしたまま参加されます。講義をしている間も走り回ったりすることもあります。そういった中でも講座などを開催できる環境を作って、お互

いに意見交換ができれば非常に効果が上がってくると思います。若い人たちの意見と同時に我々の考えも伝えるという事と、やはり若い世代の意識が高まっていくという事、これは非常に大きいなと思いました。ですから、漠然と参加者を集めるということではなくて、何か具体的な目標を決めて集めることが非常に有効だと思いますし、違った観点で多くの意見が出てくると思います。

それともう1点よろしいですか。最近、海外から労働者の方が多くいらっしゃっていると思うのですが、実は衛生に関する意識が国によって全然違うということがあります。例えばレストランで働いている方に、我々がHACCPや衛生管理に関することを話しても、意識感覚が全く違うために、人によっては全く意味が分からない場合があります。しかし、そういった方が増えて、色々なところで働くためには、どのような形で衛生教育をしていけばいいのかという問題があり、非常に難しくなっているのかなと思います。レストラン等の営業者の方等も頭を痛めていて、HACCPや日本式の衛生指導を、どのようにわかりやすく伝えていくかという事が今後大きな問題になってくると思っています。県の段階でということではないかもしれませんが、特に神奈川県は海外からの方もたくさんいらっしゃいますので、具体的な対応についても現在考えていることがあれば教えていただきたいと思っています。

#### ○松永 GL

1点目のリスクミの関係ですが、確かに対象を絞るという点で言いますと、夏休み期間に親子を対象とした基礎講座を実施した際は、小学校へチラシによる周知をした効果もあり、かなりの応募人数がありまして抽選となった状況がありましたので、そういった効果的な広報をしていけばいいなと考えております。また、2点目の外国の方向けの衛生指導についてですが、やはり、今後そういった方もますます増えてくるかと思っておりますので、そういった事も念頭に入れながら、上手く伝えられるような方法を検討していければなと考えております。

#### ○西島会長

よろしいでしょうか。丸山委員どうぞ。

#### ○丸山委員

遅刻をして申し訳ございません。指針ですが、今回で第4次になります。第1次、第2次、第3次第4次という形で、充実してきて、資料もわかりやすく、脚注やイラストを入れたりしていただいて、ありがたいなと思っております。それで、これまで多くの委員の方がお話になった施策の「9 情報の共有化の推進」と「10 関係者による意見交換の推進」の関係ですが、本県の指針の一つの特徴というのは、やはり食の安全・安心の確保の中にあっては、リスクコミュニケーションをしっかりと実施することも含めてあるという事であり、食の安全・安心の確保のための柱の一つとしているという点が、なかなか他には無いことで、神奈川県らしい、しっかりとした取組みだと思っています。その関係で、施策の9と10があるわけですが、その成果と課題というところを見ると毎回このような中身で書いてあるような気

がします。なかなか意見が来ないですとか、参加者が集まらないというようなことが記載されておりますので、先ほどお話もありましたけれども、対象を絞らずに、一般的に呼びかけをするという事だけではおそらく参加者は集まりにくいと思いますし、また神奈川県ホームページを検索して応募する人も少ないと思います。どういう形で情報を届けるのかという事については SNS 等も含めてぜひ工夫してやっていただきたいというのが 1 点です。それから、もう 1 点は、食品表示の話が出ました。表示の問題というのは、ちょうど私や矢野委員のような世代の人、特に生活協同組合の中では、一生懸命食品表示の学習をして、それを活用するという事でやってきましたので、一定の年代の方は食品表示をよくわかっていると思います。一方、20 代、30 代、40 代前半ぐらいまでの方たちというのは、食品表示を理解して活用するという点で食品表示をよくわからない方がとても多いのではないかと思います。せっかくある食品表示ですから、それを活用して食生活に活かす、さらに健康にも活かすということはとても大事だと思います。ですからその部分については、テーマとして持った方がいいのかなと思います。また、冒頭で説明があったのかもしれませんが、指針素案の中で、西暦と和暦が混在しておりますが、見る側からすると大変見づらいですので、可能であれば西暦に統一してほしいと思います。これは意見になります。

○西島会長

事務局いかがですか。官公庁は和暦で標記するという事で、国も言っているようですね。

○梶木部長

はい。その部分は現在の特別な状況も含めまして、どういう形にしていくのか、またこれは県庁内の他の計画等とのすり合わせもございますので、今いただいたご意見を参考にしながら、検討させていただいて、次回にお示しさせていただきたいと思います。そして、ただ今いただきました食品表示につきまして、消費者または消費者団体の方の要望、思いというものを改めて感じさせていただいたところでございますので、今後基礎講座やキャラバン等で、県民の方に対して勉強していただける、情報提供できる機会を設けていくことにつきましても、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○西島会長

どうぞ。

○岡部委員

一つ質問と、一つ意見なんですけど、資料 1 の 8 ページ、取組内容のうち (2) の部分です。畜産物の安全性の確保ということで、農場 HACCP に係る指導員等の養成研修会に参加し、指導できる県の人材の育成をしますということで、こちらの項目は毎年挙がっているということで、今後もさらに重要になってくると思いますが、資料 3 の 4 ページで、指導員の育成ということで、実績がありますが、年々数が増えていない中で平成 30 年度は減る形で進めていかれる予定になっているようですけれども、この辺りに関しては、今後どういう展開を考

えられているのかというのが1点です。もう1点、意見については先ほどからお話が出ていますが、リスクコミュニケーションについて県のホームページ、キッズページという子供向けに食の安全・安心に関して紹介しているページを拝見しました。とてもわかりやすく、このページの利用をもう少し促せるような取組みができるといいのかなと思います。資料等は毎年小学校に配布してらっしゃるっていう事は毎年聞いていますが、今の子供たちは紙ベースよりもSNSやインターネット等の方がより見やすいのかなと思います。具体的な意見はありませんが、せっかくですからそこを利用していただければと思います。

#### ○高尾畜産課長

畜産課です。1点目の農場 HACCP の関係ですが、これは畜産物の安全性の確保や農場段階における家畜の疾病の蔓延防止という観点で非常に有効なシステムです。実際に取り組んだ生産者の方は、やってよかったということを実感されています。ただし、あくまでも自主的な取組みの促進というカテゴリーのものでございます。農場 HACCP の認証制度は、農林水産省が平成 23 年にスタートさせました。ただ自主的な取組みとはいえ、畜産農家さんだけで出来るものではなく、県の家畜保健衛生所の職員等も含んだチームを作ってやっていくものですから、認証制度ができた当初から、この養成研修会に参加して計画的に指導員を育成してきましたので、養成研修会への参加者数が減っているという事は決して悪いことではなく、指導ができる人材がある程度蓄積されているという事になります。研修会参加者数は少なくなっていますが、それはスキルのある職員が増えていると捉えていただければと思います。

#### ○加藤課長

2点目の子供向けのホームページについてですが、内容について、大変わかりやすいと言った意見もいただいております。またさらにわかりやすく、お子さんに興味を持ってもらえるように充実させていきたいと思っております。

#### ○西島会長

どうぞ。

#### ○鵜飼委員

生産者側から意見を述べさせていただきます。まず、資料1の6ページ、生産段階の取組内容のうち、(3)の漁業者等に対する部分についてですが、参考資料1の7ページを見ていただくと、第3次指針で「漁業者や魚市場関係者等」と記載されている部分が4次指針(案)では「漁業者等」と変更されています。ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、本年4月、三浦の市場に、新たにマグロの低温市場というものができました。これは15℃という、非常にマグロに適した温度を保ちながら、鮮度保持と混入物を廃止するという、全国でも初めてと言われている施設です。こういった施設ができるというのは、本指針を受けて、おそらく市場関係者なりがスタートさせていると思います。現在、水産関係市場は、消費が五つ、

地産が四つあり、そのうち公設は三つほどあります。これには市町村及び市場会社、いわゆる民間も入っております。そういう部分を考えると、やはり先ほどの部分は「漁業者等」だけではなく、「魚市場関係者」という文言をはっきり入れていただいた方がいいのではないかと思います。「漁業者等」という言葉はよく使われますが、我々にとっては、漁業者に限定されてしまうという意識が強いので、この辺りはよく理解した上で使い分けていただきたいというのが1点あります。また資料1の6ページと参考資料1の7ページで、取組内容(3)の記載に差異がありますのでこの部分は整合性を取られたほうがいいのかと思います。

○松永 GL

すみません。ありがとうございます。

○西島会長

他にいかがでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございました。非常に多くのご意見いただきましてありがとうございました。本日の意見につきまして、当局においては、指針案の策定に当たり、ご意見等については検討していただきたいと思います。また、追加のご意見等ありましたら事務局宛にお寄せいただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは次に進めさせていただきます。次に報告事項が2点あります。事務局から説明をお願いいたします。

○松永 GL

それでは、資料4をご覧ください。

資料3の3ページ「放射性物質検査及び指導の実施」にも「県内産の農林畜水産物について」として結果を示しておりますが、参考までに、今年度、平成30年度8月までの検査結果の詳細をお知らせするものです。検査の結果、基準値を超えたものはありません。なお、平成25年度以降基準値を超えた検体はありません。検査計画は、食品の分類ごとに「対象区域」や「検査の頻度」を定め、4半期ごとに計画数を決定しております。

それでは、検査結果一覧をご覧ください。

「農産物」は野菜、飲用茶の6検体、「林産物」は生しいたけの1検体、「畜産物」は原乳や牛肉、豚肉で22検体、「水産物」は記載の魚介類6検体の計35検体です。

資料3では、県内産の農林水産物としてこの35検体を記載しておりますが、さらに、県内に流通している食品として、「ミネラルウォーター」「小麦」「こんにゃく」等をスーパー等で抜き取り検査を行い、放射性物質検査を実施しています。現在、8月末までに48検体検査を実施していますが、今年度全体で113検体の検査を予定しております。

「県内産の農林畜水産物」と「県内流通食品」合わせて、83検体の検査を実施しております。

次に資料5の説明をさせていただきます。

資料5の1に、6月13日の官報を参考に添付しております。資料5の2をご覧ください。

この度、食品衛生法等の一部を改正する法律が平成30年6月13日に公布されました。そ

の具体的な内容や基準等につきましては、来年6月までに公布される予定である政省令で示されます。そこで、本日は、改正の概要についてご説明いたします。

初めに改正までの背景です。平成15年の食品衛生法の改正から約15年が経過し、外食や中食の利用など国民の食のニーズへの変化や、輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった食や食品の取り巻く環境が変化しました。また、都道府県等の所管域を超える広域的な食中毒の発生、さらには、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催や食品の輸出増加が想定され、国際標準と統合的な食品衛生管理が求められることから、厚生労働省は食品衛生法等を改正することとしました。

改正の概要をご覧ください。大きく七つの改正ポイントがあります。

「1 広域的な食中毒事案への対策強化」、昨年夏に関東を中心に発生した食中毒事案における課題等を踏まえ、広域的な食中毒事案の発生や拡大の防止等のため、関係者の連携や協議を義務として明記し、国と関係自治体が連携や協力を行うための協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとするものです。

「2 HACCP に沿った衛生管理の制度化」、現在、都道府県等が条例で食品事業者が講ずべき措置の基準について定めているが、今後、原則すべての食品等事業者に、国際的な基準である「HACCP に沿った衛生管理」の実施を求めるものです。このHACCPは、指針の用語集P31にもあるとおり、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれがある危害を分析し、その結果に基づき重要な工程を定め管理することにより安全性を確保する手法ですが、本制度においては、食品事業者の規模や業種により弾力的な運用を図ることができるとしており、詳細については、今後政省令で示される予定です。

「3 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集」、昨今発生したホルモン作用を持つ成分等が含まれるプエラリア・ミリフィカによる健康被害が報告されました。これら健康食品からの健康被害の防止の観点から、健康食品の規制をするのではなく、リスクが高い成分を含む食品について、国が特別の注意を必要とする成分等を含む食品として指定し、健康被害情報があった場合は、事業者から行政機関に届出をさせるしくみを規定したものです。

「4 国際統合的な食品の器具・容器包装の衛生規制の整備」、器具容器包装に使用する物質に関する規制は、現在、原則、器具等に使用する材質は自由ですが、溶出してはいけない物質の量等を定めるネガティブリスト制度をとっています。これでは、海外で使用が禁止されている物質であっても、規格基準を定めない限り、直ちに規制ができないことや、近年の輸入品の増加等を踏まえ、国際的な整合性を図る必要があります。そこで、原則、使用を禁止した上で、安全性を評価された物質のみを器具等の材質としてとして使用できることとするポジティブリスト制度を導入することとしました。

「5 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設」、現在、食品衛生法施行令により34の許可業種を定められており、また、各都道府県の条例による許可や届出制度があるものがあります。さらに、スーパー等、一つの施設でたくさんの許可が必要となることもあります。このことから、許可については、食中毒のリスクを考慮しつつ、関係者の意見を聞いて、現状に合わせた形で整理していくものです。また、届出については、HACCPの制度化に伴い営

業許可の対象業種以外の事業者を把握する必要があるため、新たに創設するものです。

「6 食品リコール情報の報告制度の創設」、食品事業者による食品等のリコール情報を、行政が確実に把握し、消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害を防止するため、食品事業者に対し届出を義務付けることとしました。また、表示の欠落や誤表示等、食品表示法につきましても、11月9日の会期中に臨時国会に提出されています。現在、県では、食品事業者が食品等をリコールした際、「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」に基づき、食品衛生法又は食品表示法の規定に違反する事実があると思慮する時には、報告の義務を課していますが、法で、行政機関へ報告する仕組みが構築されることとなります。

「7 その他」、その他事項としましては、輸入食品の安全性確保のため、HACCPに基づく衛生管理や衛生証明書の添付を輸入相手国に求めることや、輸出相手国の衛生要件を満たすことを示すため、国、都道府県等が発行する衛生証明書の発行等の食品輸出関連事務を創設するとしています。

施行期日ですが、公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定めるとしておりますが、1の広域的な食中毒事案への対策強化は1年、5の営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設と6の食品リコール情報の報告制度の創設は3年としています。

なお、2のHACCPに沿った衛生管理の制度化については、2年ですが、制度の本格導入に向け施行後さらに1年の経過措置が設けられています。

現在、厚生労働省は、本改正に伴う政省令の改正の検討を行っており、今後、県としても必要な情報収集を行ない、法の施行に合わせて円滑な導入を図ってまいります。説明は以上となります。

#### ○西島会長

資料5の2ですが、「3 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集」という部分で、私が知る限りは、個人輸入の食品による危害がとても多いので、積極的に調べるというのではなく、資料に記載があるとおおり、県としても国や他県の情報収集するしかないのかなと思いました。何か危害の発生があれば、早く県民にお知らせするということが以外はできないじゃないかと思うのです。

それでは、ただいまの報告について何かご意見等ありましたら、どうぞ。

#### ○丸山委員

資料4について1点あります。この放射性物質の検査結果ですが、リスクコミュニケーションの観点で、「基準値を超過した検体数」はゼロと記載されていますが、全てが検出限界以下というわけでもないと思います。備考欄もあることですし、検体数もそこまで多いわけではないので、例えばどの程度の数値が検出されたのか、検出されても問題ないということを備考欄に記載していただいた方がいいと思います。これだけ見ると、全く放射性物質は存在しないというように取られる方もいらっしゃると思います。基本的には含有されているでしょうし、県外の食品ではまだ単発的に検出されていて、出荷制限になっているものもありますので、先ほど言った部分は記載していただいた方がいいかと思います。

○西島会長

食品衛生法における食品中の放射性物質に係る規格基準では、一般食品の基準値が100ベクレル/kgとなっています。一方、米国やEU等の基準は1000ベクレル/kgとか1200ベクレル/kgといったものです。公開に際して難しいのは、検出された値が小さくても怖いと感じる消費者がとて多いので、おっしゃっていることはよくわかるのですが、記載の表現については考える必要があるのかなと思います。やはり国が定めている基準値は、世界的に見ても低い値ですので、基準値以下という記載でもいいかなという意見もあると思いますので、その辺りは公表していいのかどうか、県の方でもお考えいただいた方がいいのかもしれないですね。

○丸山委員

その部分を考えてしまうと、リスクコミュニケーションの価値もなくなってしまうと思います。おっしゃったように不安に思う方もいると思いますが、そういう方に対してどんなふうに対応するのか、またそういった誤解が多いようであれば、それをテーマにしてどういう形で進めていくのかということが大切かと思います。

○西島会長

丸山委員がお考えになられているのは、問合せがあった場合に実際の検出値や状況を説明するということなのか、それとも初めから検出値等を公表するという事でしょうか。

○丸山委員

例えば、資料4の備考欄に検出値をデータとして記載するなりしたほうがいいと思います。

○西島会長

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員

会長の意見に賛成です。数字が1人歩きすることが多いと思います。もし、丸山委員が言われたように備考欄に検出値を書くのであれば、その下に自然界ではこれくらい存在している旨を記載する等して問題ないことがわかるような記載があれば、いいのかなという気がします。

○加藤課長

今回の資料では記載はありませんが、ホームページでは検出値も公表しております。

○梶木部長

また、後藤委員がおっしゃったように、ホームページではその数値の意味についてもわか

るように工夫はさせていただいております。ただ、その辺りの見やすさにつきましても、先ほど県のホームページをわざわざ見る人がなかなかいないのではというご意見もありましたので、わかりやすい、見やすいような工夫というのは引き続きさせていただきたいと存じます。ありがとうございます。

○西島会長

ありがとうございます。他にご質問等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上で本日予定しました内容は終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○加藤課長

ありがとうございました。長時間にわたり、熱心にご審議をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、最後に梶木部長の方から一言お願いしたいと思います。

○梶木部長

はい。本当に貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。今後も引き続き、食の安全・安心の確保、安全だけではなく、安心の確保も図ることによりまして、県民の食品及び食品事業者への信頼の向上に努めるというのが条例の趣旨でございます。これにつきましては、様々な安全確保の施策とリスクコミュニケーション、この二つを柱にさらに精進していかなければいけないということを、本日改めて感じさせていただいたところでございます。全庁が一丸となりまして、食の安全・安心の確保を推進して参りたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○加藤課長

次回の第2回審議会では、本日いただいた意見を踏まえ、指針案と平成31年度の行動計画についてご審議いただく予定でございます。よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。